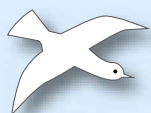


2025年度改定版

★次の改定まで大切に保管してください。

生活クラブの
たすけあいのしくみ

エッコロガイド 保存版



エッコロはあなたの
生活クラブライフを
豊かにします！

こころをかたちに♡たすけあい

組合員コード	
お名前	様

連絡先 月～土 9:00～17:00

エッコロ
事務局

札幌市厚別区大谷地東1丁目4-15

TEL 011-887-8891

FAX 011-887-7229

生活クラブ北海道



もくじ

「広げよう！たすけあいのしくみ」 2

利用マニュアル 3～4

- ◆「エコロ」って何？
- ◆「ケア」って何？
- ◆「ケア金」って何？
- ◆ケアのルールとコツ
- ◆ケア者保険
- ◆手続き
- ◆事由発生から給付金受け取りまで

コーディネート制度 5

保障一覧 6

保障の内容 7～12

- | | |
|-----------|-------|
| ◆ 組合員活動保障 | 組1－組7 |
| ◆ 日常生活保障 | 日1－日5 |
| ◆ 共同購入保障 | 共1－共4 |
| ◆ その他の保障 | 他1・他2 |

入ってよかった♡エコロ



エコロ制度規約と細則 13～15

その他の保障1 ガン検診・健康診断の補助 16

日常生活保障 17

記入例 18

「広げよう！たすけあいのしくみ」 エッコロ制度で豊かな人間関係の輪をつくろう！

エッコロ制度は組合員同士が日常的にたすけあうことを支える小さな共済として 1993 年にスタートしました。以来 30 年以上にわたり、組合員活動や日常生活の中の困りごとに「ちょっとお願い！」「はい、どうぞ」と気軽に言い合える関係を増やすため、話し合い、制度を変えながらより良いしくみをめざしてきました。

加入者みんなで少額のお金を出し合い、誰かに助けてもらったときにはみんなのお金から助けてくれた人にケア金が支払われるというエッコロのしくみは生活クラブ独自のものです。エッコロを使うことにより誰かの困りごとがその人だけにとどまらずみんなの問題として解決することができ、豊かな人間関係を地域に根付かせていくことにもつながります。

今こそエッコロの考え方が私たちにとって大切です。直接「手を貸しあう」ことに喜びを見出し、小さなたすけ合う経験の積み重ねが地域福祉の土壌を作ります。多くの人に参加し利用して広がるエッコロ制度をみんなで大きくしていきましょう。



「エコロ」って何？

安心して共同購入するために、また組合員活動に気軽に参加するきっかけとして、加入者同士が「おたがいさま」の気持ちで支え合う、たすけあいのしくみです。毎月100円ずつ出し合い、その中からケアしてくれた人へ、エコロ加入者みんなからのお礼としてケア金が支払われます。



お願いします



「ケア」って何？

掃除や食事づくりなどの家事援助や、託児、共同購入品の預かりや授受など、気張らずさりげなく、今困っている人へのちょっとした手助けのことです。



「ケア金」って何？

「おたがいさまのたすけあい」が成立したことに対し支払われるお金です。ケアした人に共同購入代金と相殺で給付されます。報酬ではなく、たくさんの「ありがとう」の気持ちです。

*ケア者の交通費はケア依頼者が負担します。(エコロからは出ません)

「ケア金」ってエコロから
支出されるのね



ケアのルールとコツ



エコロは
加入者同士で使えます

エコロ加入者なら、誰でもいつでも、ケアを依頼する人にも受ける人にもなれます。ケアする人数や時間は、ガイドに記載されている保障範囲以内とします。基本的にケア者はケアを依頼する人が見つけますが、コーディネート制度を使い探すことも可能です。(P5 参照)

ケアを受ける人＝ケア依頼者

- ①頼みたいケアをケア者に依頼し、打ち合わせの上ケアをしてもらう。
- ②ケアをもらった後、報告の書類(申請用紙＝生活クラブのHPからダウンロードも可能です)を提出してください。(60日以内がルールです。)
- ③ケアを受けた内容などを記録しておきましょう。

ケアをする人＝ケア者

- ①ケアを受ける人の立場を思いやり、尊重しましょう。
- ②プライバシーを絶対に守りましょう。
- ③無理をせず自分が普通にできることを引き受けましょう。



その他、ことばの定義や留意点

- ◆組合員活動の定義：チラシまき、組合員の各種委員会、集会、イベント、サークル活動、共同購入品の授受などとし、組合員に同行する家族も含みます。また留守番をしている未就学(小学生以下の)児童を含みます。
- ◆家族の定義：同居する親・子・配偶者・祖父母・孫と、別居の親・子・配偶者とします。また、ケア者にはエコロの加入者だけでなく同居の家族も場合によりなることができます。ただし、加入者同士であっても家族間でのエコロ利用はできません。
- ◆託児の対象年齢：原則小学生以下。
- ◆家事援助の範囲：掃除、食事づくり、買い物、ペットの世話、庭仕事、引越しの手伝い、家具の移動、除雪などちょっとした手伝い。
- ◆コーディネーター料として、成立した場合は300円、不成立だった場合は200円×不成立人数分を給付する。



ケア者保険

万が一、ケア中に事故が起こった場合は「ケア者保険」が適用されます。
これはケア者が出かけてから、ケアを終えて、帰るまでの間が保障されます。

これがあるから
安心ね



保障内容

①ケア者が活動中に障害を被った場合に支払われます。

②ケア者が活動中の事故（車両事故は除く）により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊した場合に支払われます。

(1) 傷害保険（ケア者本人）

● 死亡・後遺障害保険金額	300 万円
● 入院保険金額	（1 日）3,000 円
● 通院保険金額	（1 日）2,000 円

(2) 賠償責任保険

● 対人	1 億円
● 見舞金費用	30 万円（支払い条件あり）
● 事故・訴訟対応費用	30 万円
● 財物賠償	1 億円

* 免責 5,000 円設定 / 2025 年 5 月現在（詳しくはお問い合わせください）

事由が発生した場合はすぐに連絡ください。生活クラブ本部 エッコロ事務局 TEL (011) 887-8891



手続き

1 エッコロ制度保障期間

4月1日から3月31日までの1年間です。
中途加入された場合は、加入申込用紙が受理された翌日より3月31日までとなります。

2 解約・変更・更新・失効

①解約は毎年3月に解約申請書にて受付けます。

※保障期間は1年とし、中途解約は認められません。

②変更の事由（支部・班・住所・氏名・電話）が生じた時は、速やかに変更内容をエコロ事務局へお知らせ下さい。

③更新は自動継続になります。

④共同購入代金未納の場合は、効力が失われます。



エコロの申請のながれ

申請用紙の入手方法

◆本部に電話して申請用紙を送ってもらう

◆右記の QR コードか、HP より申請用紙をダウンロードし印刷する

◆P16・17の申請用紙をコピーする

↓ダウンロードはこちらから



申請書類の提出

必要事項を書き込み、医療機関領収書等必要書類をつけてエコロ事務局へ提出します。

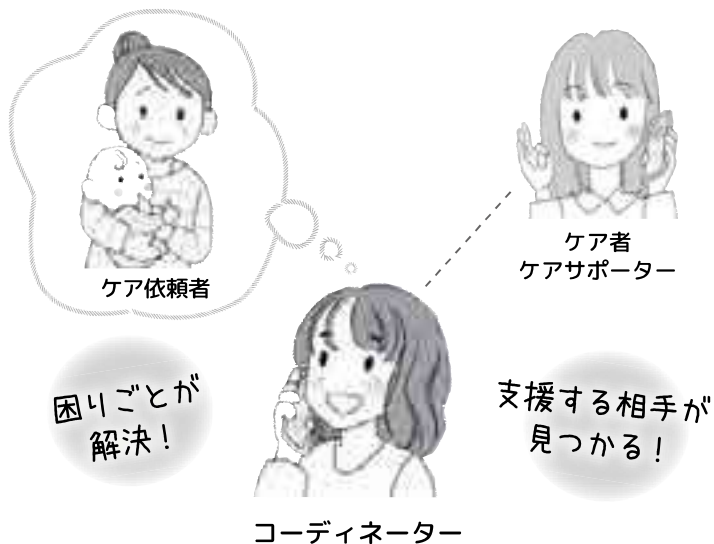


給付金の受取

給付に向けての審査後、その翌月に個人別払込明細表にて申請者またはケア者に相殺給付されます。
（通知書が届きますので、ご確認ください）

あなたに代わって
ケア者をみつける
しくみです

エコロではケアを頼む相手は自分で探すことが原則ですが、組合員の知り合いがいない組合員にとってケア者を探すのは難しいことです。もっとたすけあいが広がるように、ケアを必要とする人と手助けをする人をつなぐしくみをすすめています。コーディネーターは、依頼内容を聞き取り、ケア者を探します。ケア後のフォローも行い、組合員と組合員をつなぎます。



☆コーディネート制度は支部ごとの取り組みです。まだ導入していない支部もあるのでエコロ事務局にお問い合わせください。(TEL 011-887-8891)

使い方



- ①エコロ事務局に電話
- ②エコロコーディネーターから電話がくる。依頼したい内容の詳細を伝える
- ③ケア者(ケアサポーター)から電話がきて詳細確認
- ④当日ケア実施。申請用紙に記入して提出(事前に事務局から届きます)

☆ケア者が見つからず依頼に応えられない時もあります。

事例

引越し 大助かりでした!

一人暮らし、体調も万全でないためお手伝いをお願いしたところ、2人のお手伝いの方がきて、食器や重たいものの荷造りを手伝ってくれました。初めてお会いした方でしたが、組合員同士で安心感がありました。(60代Nさん)

幼稚園バス停への送迎 ありがたかったです!

下の子が生まれたばかりで、上の子の幼稚園のバス停まで送り迎えをお願いしました。事前に顔合わせをお願いしたので子どもも私も安心して頼むことができとても助かりました。(30代Sさん)



保障項目	名 称	ページ	番 号	託児	家事援助
組合員活動保障	組合員活動を支えるためのケア	7P	組1	○	○
	組合員活動を支えるためのコーディネートによる託児ケア（支部企画のみ） 企画参加を支えるための補助（支部企画のみ）	7P	組2 組3	○	
	活動中の事故による入院・在宅療養	7P	組4	○	○
	活動中の事故による賠償責任	8P	組5		
	活動中に私物の破損があったとき	8P	組6		
	活動中の車・自転車の事故および自転車の盗難	8P	組7		
日常生活保障	加入者の病気、ケガによる入院・在宅療養	9P	日1	○	○
	家族の入院・在宅療養で加入者が付き添い介助するときのケア	9P	日2	○	○
	加入者の出産前後のケア	9P	日3	○	○
	加入者のリフレッシュのためのケア	10P	日4	○	○
	65歳以上と、未就学児を抱える加入者を支えるサポートケア	10P	日5	○	○
共同購入保障	共同購入品の配達当日における破損・盗難・動物被害	11P	共1		
	共同購入品の緊急時の預かり・配達ケア	11P	共2		
	65歳以上、障がい者、妊娠中の加入者、または乳幼児を抱える加入者への共同購入品の配達ケア	11P	共3		
	共同購入するための組合員サポート	12P	共4		
その他の保障	ガン検診・健康診断の補助	12P	他1		
	エコロ長期加入者へのお祝い金	12P	他2		



この内容以外にも使える場合があります。
 使えるかな？と思ったらまず、エコロ事務局に聞いてくださいね！
TEL：011-887-8891

あなたのエッコロがみんなの



組合員活動保障

組合員活動とは、チラシまきなどの拡大活動、組合員の各種委員会、集会、イベント、サークル活動、共同購入品の授受とする。組合員に同行している家族も含む。

保障内容	
組 1 組合員活動を 支えるためのケア 	ケア金 1日 1,000 円 ・年間限度額なし (ケア者の交代がある場合はケア者ごと、託児は子ども1人ごとの保障) ・サークル活動は 1日 子ども1人ごと 600 円 / 年間 3,000 円 限度 ケア内容 託児、家事援助、高齢者などの家族の世話 (ただし、共同購入品の授受は除く) ※サークル活動は託児のみ。班活動は対象外。 こんな時に使えます！ 生活クラブの学習会に参加するため、子どもを組合員に預けてバス停まで送ってもらった。
組 2 組 3 組合員活動を支えるための コーディネートによる 託児ケア (支部企画のみ) 企画参加を 支えるための補助 (支部企画のみ)	ケア金 1日 1,000 円 (ケア者の交代がある場合はケア者ごと、託児は子ども1人ごとの保障) ケア内容 託児 ケア金 子ども1人に対して 300 円を上限とした実費補助 ケア内容 支部企画によるワークス等の託児 ※支部企画で託児費の負担があるイベント等に参加する場合、申請用紙は主催者へ提出。 こんな時に使えます！ 支部企画の豚肉講習会へ参加するために、2歳の子どもの託児をお願いした。託児費 300 円を支払い、後日補助を受けた。
組 4 活動中の事故による 入院・在宅療養 	入院見舞金 10,000 円 治療費 実費 (他の保障との差額のみ) ケア金 1時間 600 円 (申請は 10 分刻みで可) ・入院見舞金、ケア金と治療費実費合わせて 50,000 円限度 ・サークル活動は年間 5,000 円限度 ケア内容 入院・通院時の送迎、付き添い、家事援助、託児、共同購入品の授受 ※同行家族および留守番の未就学児童も保障。サークル活動は治療費とケア保障のみ。 添付書類 ・治療に要した領収書 (コピー可) こんな時に使えます！ 拡大チラシ配布中に、ちょっとした段差でころんで、腕を骨折し通院。治療費の請求をした。

活動参加を支えます♪

入っててよかった！
エッコロ

保障内容	
組 5 活動中の事故による賠償責任 	治療費および修理費 ・ 治療費および修理費合わせて 50,000 円 限度 ・ サークル活動は 年間 5,000 円 限度 こんな時に使えます！ 料理講習会でプラスチック容器をガスの側に置いて、溶かしてしまった。 添付書類 ・ 治療費および修理費の領収書（コピー可）
組 6 活動中に私物の破損があったとき  イベント撮影係	修理費 ・ 組合員活動中に役割上、個人の所有物を持ち込み、万が一破損した場合、保障の対象とする ・ 修理費として 50,000 円 限度 こんな時に使えます！ お菓子作りの講習会で、持って来た自分の電動ハンドミキサーを、落として壊してしまった。
組 7 活動中の車・自転車の事故および自転車の盗難 	自動車 ・ 修理費実費支給は 50,000 円 限度 自転車 ・ 修理費および盗難時の購入費の補助は 5,000 円 限度 こんな時に使えます！ 運営委員会の帰りに、委員を車で送る途中、わだちにハンドルを取られて車を擦ってしまった。修理費は5万円だった。 ※ただし共同購入品の授受とサークル活動は除く。



日常生活保障

保障内容

日1

☆あなたが不調のとき

加入者の病気、ケガによる
入院・在宅療養



ケア金

- ・ 1 時間 600 円（申請は 10 分刻みで可）
- ・ 年間 10,000 円限度

ケア内容

- ・ 入院・通院時の送迎、付き添い、家事援助、除雪、共同購入品の授受、託児

※ 1 事由につき、保障は年 1 回のみ。
加入者の歯科治療も含む。

こんな時に使えます！

ぎっくり腰になり、動けなくなってしまうため、消費材の授受と家事の手伝いをお願いした。

日2

☆家族が不調のとき

家族の入院・在宅療養で
加入者が付き添い介助
するときのケア



ケア金

- ・ 1 時間 600 円（申請は 10 分刻みで可）
- ・ 年間 10,000 円限度

ケア内容

- ・ 家事援助、託児、共同購入品の授受

※ 1 事由につき、保障は年 1 回のみ。家族とは、同居または別居の親・子・配偶者。

こんな時に使えます！

実家の母が入院。看病のために家を空けることになった。残った家族の食事の支度と消費材の授受をお願いした。

日3

加入者の出産前後のケア



ケア金

- ・ 1 時間 600 円（申請は 10 分刻みで可）
- ・ 年間 10,000 円限度

ケア内容

- ・ 新生児の世話などの家事援助、託児、共同購入品の授受

※ ケア期間は出産前後を通して 24 週間。

こんな時に使えます！

第 2 子の出産前後 24 週間、幼稚園バスの送迎をお願いした。

	保障内容
日4 ☆学校行事にも 使えます 加入者の リフレッシュのためのケア 	ケア金 ・ 1回 600 円 ・ 年間 6,000 円限度 ケア内容 ・ 託児、家事援助、要介護者・障がい者の見守り ・ 学校行事（子育て世代のサポート） ・ 共同購入品の授受は除く こんな時に使えます！ リフレッシュのために、託児をお願いして映画を見に行った。 学校行事や PTA 活動における 支援。 ※対象は育児中の人や障がいのある家族、又は介護を必要とする家族がいる人。内容は一時的に育児や介護から離れるため、又は対象者とその家族がリフレッシュするためのケア。継続した習い事は対象外。 

	保障内容
日5 65 歳以上と、未就学児を 抱える加入者を支える サポートケア 	ケア金 ・ 1回 600 円 ・ 年間 6,000 円限度 ケア内容 ・ 1時間程度の日常生活の簡単なサポートケア ・ 買い物に行く間の託児 ・ 歯科検診や健康診断に行くための託児 ・ 家事援助 こんな時に使えます！ 大雪で家の前の除雪が大変だったのでお願いした。 ※未就学児がいる場合、または、65 歳以上の組合員が対象。 照明器具の 交換。 園バスの バス停まで の送迎。 引っ越しの お手伝い。



共同購入保障

保障内容	
共1 共同購入品の 配達当日における 破損・盗難・動物被害 	・被害実額の実費保障 (荷受場所から自宅玄関に入れる までと他者の共同購入品の運搬 時を保障) ・年間 30,000 円 限度 ・同居の家族の破損も保障 こんな時に使えます！ 玄関フードで醤油のビン を落として割った。 ※被害とは使用に耐えないもの。自分のペットによる被害は対象外。 添付書類 ・配達個人明細または配達予定明細表（コピー可）
共2 共同購入品の 緊急時の預かり・配達ケア 	ケア金 ・1回 200 円 ・年間 3,000 円限度 ケア内容 ・共同購入品の預かりと配達 こんな時に使えます！ 急な残業で消費材を班の 人に届けてもらった。 こんな時に使えます！ 葬儀に参列するため、当番さ んに電話して翌日まで消費 材を預かってもらった。 ※緊急を要した場合は全て対象。
共3 65 歳以上、障がい者、 妊娠中の加入者、または 乳幼児を抱える加入者への 共同購入品の配達ケア 	ケア金 ・1回 200 円 ・年間 5,000 円限度 ケア内容 ・共同購入品の配達 こんな時に使えます！ お米が重たくて、 取りに行くのが困難なため 届けてもらった。 ※取りに行くことが困難と本人が 判断した時の全てが保障の対象。

	保障内容
共4 共同購入するための 組合員サポート 	ケア金 ・ 1 回 200 円 ・ 年間 3,000 円限度 ケア内容 ・ OCR 用紙への記入、インターネット注文のサポート（託児も可） ・ グリーンシステムに参加するためのケア ・ 4 歳以下の乳幼児がいる場合 ・ 65 歳以上の組合員 ・ 用紙への記入に困難を抱える組合員 ※ 対象は上記。同じ申込み企画の場合は、OCR 記入・インターネット注文を別のタイミングで行っても、給付は1回分になる。 こんな時に使えます！ グリーンシステムに出すために、R ビンや牛乳パックの処理をお願いした。 こんな時に使えます！ 2 歳の子どもがいて、ゆっくりカタログを見て申し込み用紙へ記入することが難しいので、組合員に託児をお願いした。



その他の保障

みなさん
申請しましょう！

	保障内容
他1 ガン検診・健康診断の補助  年に1回忘れずに！ 一番使われている 保障です	・ 年間 1 回 500 円 限度 エッコロガイド巻末に申請書がついています。 添付書類 ・ 領収書（コピーも可）
他2 エッコロ長期加入者への お祝い金  15 年・30 年 支えてくださり ありがとうございます 	・ 年度末に 1,000 円の給付 ・ 15 年間と 30 年間継続加入し、支え続けてくれた加入者へのお祝い金 ※年度末に自動給付（共同購入代金と相殺されます）。



生活クラブエッコロ制度規約

第一章 総 則

【目的】

第1条 生活クラブエッコロ制度は、生活クラブ生活協同組合（以下、生協という）の組合員が地域における相互扶助の機能を高めるために、たすけあいのしくみをつくり、第2条に掲げる活動内容を行うことを目的とします。

【活動内容】

第2条 生協は加入者から掛金を受取り、期間中に発生した以下の事由に対して保障を行うものとします。

1. 組合員活動保障

- （組1）組合員活動を支えるためのケア
- （組2）組合員活動を支えるためのコーディネートによる託児ケア（支部企画のみ）
- （組3）企画参加を支えるための補助（支部企画のみ）
- （組4）活動中の事故による入院・在宅療養
- （組5）活動中の事故による賠償責任
- （組6）活動中に私物の破損があったとき
- （組7）活動中の車・自転車の事故および自転車の盗難

2. 共同購入保障

- （共1）共同購入品の配達当日における破損・盗難・動物被害
- （共2）共同購入品の緊急時の預かり・配達ケア
- （共3）65歳以上、障がい者、妊娠中の加入者、または乳幼児を抱える加入者への共同購入品の配達ケア
- （共4）共同購入するための組合員サポート

3. 日常生活保障

- （日1）加入者の病気、ケガによる入院・在宅療養
- （日2）家族の入院・在宅療養で加入者が付き添い介助するときのケア
- （日3）加入者の出産前後のケア
- （日4）加入者のリフレッシュのためのケア
- （日5）65歳以上と、未就学児を抱える加入者を支えるサポートケア

4. その他の保障

- （他1）ガン検診・健康診断の補助
- （他2）エッコロ長期加入者へのお祝い金

【たすけあい委員会の設置】

第3条 エッコロ制度の自律的かつ円滑な運営を図るために「たすけあい委員会」を設置します。

【たすけあい委員会の議決事項】

第4条 たすけあい委員会は生協の総代会・理事会の決定に基づき、次の事項を議決します。

- （1）事由発生の処理に関する事項
- （2）制度内容の検討に関する事項
- （3）制度案の策定に関する事項
- （4）その他、運営上必要とされる事項

第二章 契約

【加入者の範囲】

第5条 加入者本人とし、加入者になることができるものは生協の組合員とします。

【加入手続き】

第6条 生協に申請し、生協の受理をもって加入とします。

【掛金および払込方法】

第7条 掛金は月額100円とし、毎月生協の指定する日までに生協に払込むものとします。

- 2. 掛金の払込方法は、別に定める生活クラブエッコロ制度細則（以下、細則という）によります。

【効力の開始】

第8条 効力の開始は申込みが受理された翌日からとします。

【給付金の受取人】

第9条 給付金の受取人は加入者本人およびケア者とします。

2. 加入者が死亡したときは次の号に掲げるものとし、その順位は各号の順とします。

(1) 加入者の配偶者

(2) 加入者の死亡当時、生計を一つにしている子・父母（配偶者の父母を含む）

【契約期間】

第10条 契約期間は4月1日より翌年の3月31日までとし、期間の中途における解約はできないものとします。

2. 解約方法は別に定める細則によります。

【契約の変更】

第11条 加入者は契約の成立後、次の変更が生じたときは遅滞なく生協に届け出るものとします。

(1) 加入者の氏名の変更

(2) 加入者の住所の変更

(3) 加入者の班または支部の変更

【契約の消滅】

第12条 契約は加入者が生協を脱退したとき、または死亡したとき消滅します。

第三章 掛金の種類および給付金の支払い

【事由発生の報告】

第13条 加入者またはその家族は、事由が発生したときには速やかに事由発生状況を生協に報告し、所定の手続きをとるものとします。

【給付金の支払請求】

第14条 給付金の受取人は事由が発生したとき、その発生日から60日以内に支払請求書（事由申請書）と添付書類を提出し、給付金の支払を請求するものとします。

【給付金の支払い】

第15条 給付金は事由内容を規約および細則にそってたすけあい委員会または福祉担当理事会が審査するものとします。

【時効】

第16条 給付金の受取人が請求手続きを事由発生から1年間怠ったとき、生協は給付金の支払い義務を免れます。

【調整】

第17条 給付金の支払いに関し、生協と受取人の間に疑義が生じたときは、たすけあい委員会または福祉担当理事会において調整するものとします。

第四章 実施方法

【業務委託】

第18条 生協は活動を行うため、他団体に活動業務を委託することができるものとします。

【細則】

第19条 生協はこの規約に定めるものの他、活動のための手続き、その他の業務の執行に必要な事項は、別に定める細則に基づいて活動するものとします。

【附則】

第20条 この規約は1992年12月25日から施行するものとします。

2. この規約の改廃は、生協の総代会において行うものとします。

3. この改正規約は1996年4月1日から施行するものとします。

4. この改正規約は1997年4月1日から施行するものとします。

5. この改正規約は1998年4月1日から施行するものとします。

6. この改正規約は1999年4月1日から施行するものとします。

7. この改正規約は2000年4月1日から施行するものとします。

8. この改正規約は2001年4月1日から施行するものとします。

9. この改正規約は2005年9月1日から施行するものとします。

10. この改正規約は2008年9月1日から施行するものとします。

11. この改正規約は2012年8月1日から施行するものとします。

12. この改正規約は2015年8月1日から施行するものとします。

13. この改正規約は2020年9月1日から施行するものとします。

14. この改正規約は2021年9月1日から施行するものとします。

15. この改正規約は2025年9月1日から施行するものとします。



生活クラブエッコロ制度細則

【総則】

第1条 エッコロ制度規約(以下「規約」という)
第19条に基づき、制度の執行に必要な事項
はこの定めによるものとします。

【家族の定義】

第2条 規約に規定する「家族」とは、同居する
親・子・配偶者・祖父母・孫と別居の親・子・
配偶者としてします。

【不慮の事故の定義】

第3条 規約に規定する「不慮の事故」とは、急
激かつ偶然な外因による事故をいい、外因
による事故の範囲は以下のとおりとします。

- (1) 交通事故
- (2) 不慮の中毒
- (3) 不慮の墜落
- (4) 天災
- (5) 火災および火焰による不慮の事故
- (6) 不慮の溺没
- (7) 不慮の打撲
- (8) その他、たすけあい委員会が特に認め
たもの

【入院の定義】

第4条 規約に規定する「入院」とは、医師の診
断により治療が必要であり、かつ自宅での
治療が困難なため、病院または診療所に入
り、継続して常に医師の管理下において治
療に専念することが必要であるとされた時
とします。

2. 「病院」とは医師法に定める病院、または診
療所とします。ただし、柔道整復師法に定
める施術所等は病院に準ずるものとします。
3. 加入者が入院後に病院を変更し、別の病院
へ転院した場合は継続して入院したものと
します。
4. 同一病気・同一事故に起因する入院は、入
退院をくり返しても一事由とします。

【在宅療養の定義】

第5条 「在宅療養」とは、家庭において治療に
専念する必要がある、かつ日常生活に支障
を生じた状態とします。

【契約期間をまたがる事由の取扱い】

第6条 事由が契約期間をまたがって継続した場
合、その事由は前年の契約期間に通算する
ものとします。

【組合員活動の定義】

第7条 規約に規定する「組合員活動」とは、チ
ラシマキなどの拡大活動、組合員の各種委
員会、集会、イベント、サークル活動、共
同購入品の授受などとし、組合員に同行し
ている家族も含まれます。また、留守番をし
ている未就学児童を含みます。

【掛金の払込み方法】

第8条 規約第7条の掛金の払込み方法は、毎月
の共同購入代金の支払いと同一の方法で払
込むものとします。

2. 掛金の未納者は、制度の保障が失われ契約
が失効されます。

【解約方法】

第9条 規約 第10条 第2項で規定する解約方
法は、所定の解約届けを3月第1週から第
3週 水曜日(生活クラブカレンダーによ
る)の間に提出することとします。

2. 解約を申し出ない場合は、契約はさらに1年
間継続するものとします。

【保障内容】

第10条 規約 第2条に規定する「契約期間中に
発生した各事由に対する保障内容」および
規約第14条に規定する「添付書類」は、
エッコロガイドのとおりとします。

【ケアおよびケア者の定義】

第11条 「ケア」とは、日常生活を円滑にするた
めに支援することをいい、ケア者とはそれ
を行う者をいいます。医療資格を必要とす
る看護や介護は含めないものとします。

【附則】

第12条 この細則は、1992年12月25日から施
行するものとします。

2. この細則の改廃は、生協の理事会において
行うものとします。
3. この細則は、2004年4月1日から施行す
るものとします。
4. この細則は、2005年9月1日から施行す
るものとします。
5. この細則は、2015年8月1日から施行す
るものとします。
6. この細則は、2021年9月1日から施行す
るものとします。

エッコロケア給付金申請書

生活クラブ生活協同組合 御中

下記事由発生内容によりケア量の請求を致します。

記入日	年 月 日	* 太枠内を記入ください	
組合員コード		班又はコースコード	
フリガナ		連絡先	
申請者名			

◆共済事由発生申請書◆

検 診 名			
検診日時	20 年 月 日	午前・午後	時頃
医療機関名			
住 所	取 ()		
感想・意見等			

領収書を添付して下さい。

手 続 き : 必要記載事項に欠落があると受付、審査・給付が遅れますのでご注意ください。

■事務局記入欄			給付日	20 年 月 日
受付日	/	受付者	【審査不可理由】	
給付額	円	共済事務局		

【個人情報の取り扱いに関する事項】

事由申請書およびご提出いただいた各書類に記載された個人情報はエッコロ制度の適正な運用をはかるために活用させていただきます。

エッコロケア給付金申請書

日常生活保障用申請用紙

受付番号

生活クラブ生活協同組合 御中

下記事由発生内容によりケア金の請求を致します。

記入日	20 年 月 日	*太枠内をご記入ください	
組合員コード		コースまたは班コード	
フリガナ		連絡先	
申請者名			

事 由 該当項目	日-1	☐ 加入者の病気、ケガによる入院・在宅療養
	日-2	☐ 家族の入院・在宅療養で加入者が付き添い介助するときのケア
	日-3	☐ 加入者の出産前後のケア
	日-4	☐ 加入者のリフレッシュのためのケア
	日-5	☐ 65歳以上と未就学児を抱える加入者を支えるサポートケア
申請理由	*ケア依頼者の事由発生状況をできるだけ具体的に記入して下さい	

事由発生	ケア内容	ケア者情報		ケア時間 (日4、日5は記入不要)	ケア金額
		組合員コード	氏名		
1	/			時間 分	円
2	/			時間 分	円
3	/			時間 分	円
4	/			時間 分	円
5	/			時間 分	円
*各ケア金額についてはエッコロガイドにてご確認ください					
請求金額合計					円

◆事務局記入欄◆		受付者	給付日	20 年 月 日
本部受付日	/		【審査不可理由】	
給付額	円			

【個人情報の取り扱いに関する事項】

申請書およびご提出いただく各書類に記載された個人情報はエッコロ制度の適正な運用をはかるために活用させていただきます。

エコロケア給付金申請書

日常生活保障用申請用紙

受付番号

生活クラブ生活協同組合 御中

下記事由発生内容によりケア金の請求を致します。

記入日	20 〇〇年 〇〇月 〇〇日	*太枠内をご記入ください	
組合員コード	877117	コースまたは班コード	20174
フリガナ	エコロ キョウコ	連絡先	011-887-8891
申請者名	悦頃 共子		

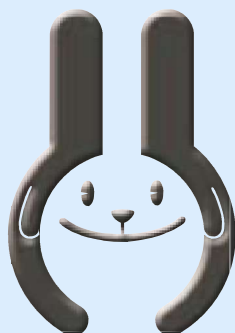
事由 該当項目	日-1	☐ 加入者の病気、ケガによる入院・在宅療養
	日-2	☐ 家族の入院・在宅療養で加入者が付き添い介助するときのケア
	日-3	☐ 加入者の出産前後のケア
	日-4	☒ 加入者のリフレッシュのためのケア ①
	日-5	☒ 65歳以上と未就学児を抱える加入者を支えるサポートケア ②
申請理由	*ケア依頼者の事由発生状況をできるだけ具体的に記入して下さい ① リフレッシュで美容室へ行くため、7才の託児をお願いした。 ② 子どもの食育講座に参加するため、5才と3才の託児をお願いした。	

事由発生	ケア内容	ケア者情報		ケア時間 (日4、日5は記入不要)	ケア金額
		組合員コード	氏名		
① 1 4/1	託児(7才)	117877	タスケ アサヒ 助手 上代	時間 分	600 円
2 /				時間 分	円
② 3 5/30	託児(5才・3才)	117877	タスケ アサヒ 助手 上代	時間 分	600 円
4 /				時間 分	円
5 /				時間 分	円
*各ケア金額についてはエコログайдにてご確認ください					
請求金額合計					円

◆事務局記入欄◆		受付者	給付日	20 年 月 日
本部受付日	/		【審査不可理由】	
給付額	円			

【個人情報の取り扱いに関する事項】

申請書およびご提出いただく各書類に記載された個人情報はエコロ制度の適正な運用をはかるために活用させていただきます。



エッコロとはイタリア語で「はい、どうぞ」という意味です。

一見かわいいウサギに見えるこのマークは、

逆さに見ると両手が図案化されていて

「困ったときに手を差しのべあつてたすけあう」

という想いが込められています。



発行 生活クラブ生活協同組合 福祉担当理事会

— 2025.9 —